

教職員の業務改善のための取組

平成29年12月
(令和2年3月改訂)
(令和3年3月改訂)
(令和6年3月改訂)
(令和8年3月改訂)

函館市教育委員会

I. はじめに

現在、学校を取り巻く環境は複雑化・多様化し、学校現場が直面する課題も多種多様であり、教職員は様々な教育課題に対応しています。

そのため、函館市教育委員会（以下「市教委」という。）では、北海道教育委員会が策定している「学校における働き方改革 北海道アクション・プラン」を参考としながら、市教委と学校が取り組む必要がある事項を整理し、「教職員の業務改善のための取組（平成29年12月策定）」（以下「本取組」という。）を策定し、取り組みを進めており、一定の成果を収めているところですが、本取組の目標として掲げている、教職員の時間外在校等時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内については、その達成には至っていない状況です。

学校における働き方改革により教職員自身がこれまでの働き方を見直し、子どもたちと向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保していくことは、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につながるものであり、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立する職場となるよう、市教委と各学校においては、これまで以上に実効性のある取組を進めていく必要があります。

また、令和7年（2025年）6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、教育職員のサービスを監督する教育委員会に対して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「計画」という。）の策定・公表が義務付けられるとともに、計画の策定・変更、実施状況を総合教育会議に報告する仕組みが新たに設けられました。

本取組は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年文部科学省告示第114号。以下「国指針」という。）に即して必要な事項について定め、「市立学校等に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（令和2年3月策定）」とあわせて給特法に定める計画として位置付け、学校現場の業務改善に向けた取組を推進します。

Ⅱ. 取組の目標と期間，目指す姿

1 目標と期間

本取組に掲げる取組を，検証を行いながら着実に進めるため，次のとおり目標を設定し，取組期間は令和8年度（2026年度）までとします。

教職員の「時間外在校等時間」を，
1か月で45時間以内，1年間で360時間以内とする。

- ※ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても，1年間で720時間を超えないようにするとともに，1か月で45時間を超える月は1年間に6月までとします。
- ※ また，1か月では100時間未満であるとともに，連続する複数月のそれぞれの期間について，月平均が80時間を超えないようにします。
- ※ 1年単位の変形労働時間制を適用する場合は，それぞれ42時間以内，320時間以内とします。

なお，全ての教育職員の時間外在校等時間が上記目標の範囲内となることを目指して取り組み，国指針で目標としている「令和11年度までに，教育職員の1か月当たりの時間外在校等時間の平均30時間程度」の実現に繋がります。

2 目指す姿

教職員一人一人が，「変わってきた」と実感できる働き方改革の推進。

3 学校・教員が担う業務の適正化の一層の推進

国指針で改めて示された「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ，必要性が低下し，慣習的に行われている業務について，業務の優先順位を付ける中で思い切って廃止することや，学校内あるいは学校外との関係において適切に連携・分担することができるよう，各主体それぞれが関係機関等とも連携しながら，地域や保護者の理解の促進に努めます。

業務の適正化の推進にあたっては，「3分類」に基づく19項目の具体的な業務や本取組の内容等も参考に，市教委，学校のそれぞれが役割を果たしながら取組を進めます。

学校と教師の業務の3分類

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り，児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブサイト作成・管理 ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動	⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

Ⅲ. 取組内容

1 校務の効率化と役割分担の推進

(1) ICTの活用による校務効率化の推進

- ・ 全教職員に1人1台整備している校務用パソコンを活用した情報の共有化や業務の効率化を図ります。
- ・ 学校や児童生徒に関する様々な情報をデジタル化し，共有することで教職員の事務負担を軽減する校務支援システムの活用を推進します。
- ・ 学校でのICT活用をサポートする専門的な人材配置の継続に努めます。
- ・ 会議資料のペーパーレス化やスケジュール管理のオンライン化，学校と保護者等間の連絡手段を原則としてデジタル化するなど，校務処理の負担軽減を進めます。

(2) 保護者・地域等との連携協働

- ・ 町内会等とこれまで以上に連携し，地域として児童生徒の登下校や放課後の見守りを行う取組を推進します。
- ・ 学校・地域・家庭が一体となって子どもたちを育む「地域とともにあ

る学校」への転換を図るため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の活用を推進します。

- ・ 地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働し、様々な取組を行うため、地域コーディネーターを配置するなど、地域学校協働活動の体制整備を進めます。
- ・ 各学校において進めている効果的な取組などの情報を発信するなど、教職員の時間外在校等時間の縮減の取組に対する保護者、地域住民等の理解促進を図ります。

（３）専門スタッフ等の配置促進

- ・ 少人数指導の充実や教科担任制の導入の推進、免許外教科担任の解消を図る非常勤講師の活用を推進します。
- ・ 日常的な学習指導や生徒指導を補助する非常勤講師等の活用を推進します。
- ・ 複雑化・多様化する児童生徒一人一人の問題への対応を図るためのスクールカウンセラー（ＳＣ）や、児童生徒や保護者等への支援・相談体制の一層の充実を図るためのスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）およびこころの相談員の活用を推進します。
- ・ 学習面や生活面において、教育上特別な配慮を要する児童生徒に対して支援を行う特別支援教育支援員や、学校に対して専門的な助言を行う特別支援教育巡回指導員の活用を推進します。
- ・ 学校図書館の環境整備や読書活動の充実を図る学校司書の活用を推進します。
- ・ 学習プリント等の印刷などを行い、教員の負担軽減を図ることにより、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、道教委の教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）配置事業を活用します。
- ・ 専門スタッフ等が必要な資質・能力の向上を図る取組を推進します。

（４）学校給食費およびその他の学校徴収金の徴収・管理業務の負担軽減

- ・ 学校給食費の未納世帯への対応について、徴収・管理業務の負担軽減策を検討します。
- ・ 教材費などの各種学校徴収金について、徴収・管理業務の負担軽減策を検討します。
- ・ 学校給食費の公会計化について検討します。

2 部活動指導に関わる負担の軽減

(1) 部活動休養日等の完全実施

- ・ 「市立学校に係る部活動の方針」を踏まえた各学校の活動方針に基づき、部活動休養日や活動時間を設定するほか、テスト期間前や職員会議日の部活動の休止など、その運用を徹底します。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ・ 部活動の充実と技術指導面や精神面における教員の負担軽減を図る部活動地域支援者の活用を推進します。
- ・ 教員に代わって顧問として指導・大会等への引率ができる部活動指導員の配置を検討します。
- ・ 一人の教職員に過度の負担が掛からないよう、学校規模や教員の配置状況等を踏まえた適正な部活動数を検討するほか、複数顧問の配置を促進します。

3 学校運営体制の見直しなどによる改善

(1) 学校行事の精選・重点化

- ・ 教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図るなど、学校行事の精選・重点化を図ります。

(2) 適切な教育課程の編成・実施

- ・ 各年度の教育課程編成において、余剰時数は必要最小限とし、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画にするなど、適切にマネジメントします。
- ・ 授業時数や行事、行事準備の時間を適正に計画するとともに、年間を見通した計画の下、授業準備、事務処理などの時間を確保するよう工夫します。

(3) 適正な勤務時間の管理等

- ・ 教職員の勤務時間を考慮し、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるよう、児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等の時間を設定します。

(4) 「チーム学校」としての取組の推進

- ・ 働き方改革の手引「Road」を引き続き活用し、改革を推進する「コアチーム」は、学年を重視したチーム編成に限らず、学年間を超えたコミュニケーションが可能となるよう、各分掌のリーダーを加えるなど、学校組織全体としてのチーム編成に配慮します。
- ・ 国の「働き方改革事例集」などを参考にし、学校の実情に応じて活用できるものは積極的に取り入れるなど、改革を推進します。

(5) 若手教職員への支援

- ・ 若手教職員が得意とする分野の能力を積極的に学校運営に生かすとともに、若手教職員の日頃の様子を観察・把握し、一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、すぐに声掛け等を行い、優れた教材や指導案、業務の参考となる資料を共有するほか、必要に応じて業務を補助するなどして、若手教職員が孤立することのないよう支援します。

(6) 学校の組織運営に関する見直し

- ・ 校務分掌や特別委員会等の組織の見直しを進めます。

4 意識の変容を促す取組

(1) 働き方改革の意識を高める取組の推進

- ・ 「学校経営方針」や「重点目標」等に、働き方改革に関する視点を盛り込みます。
- ・ 学校評価の項目に、業務改善や教職員の働き方に関する項目を位置づけ、学校評価と連動した業務改善の点検・評価の取組を推進します。
- ・ 各学校での取組を推進するため、長時間勤務の縮減に繋がった事例を共有します。
- ・ 学校教育指導監の学校訪問等での指導助言による学校長のマネジメント力の強化を促進します。
- ・ 管理職の組織管理や時間管理、健康安全管理等のマネジメントに関する意識改革と実践力の向上を図ります。
- ・ 様々な機会を通じ、管理職が自ら勤務時間を意識するよう促し、各学校での時間外在校等時間の縮減に向けた取組を促進します。

(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・ 管理職や教職員に対して、勤務時間について改めて意識を持って勤務

するよう、意識啓発を図ります。

- ・ 定時退勤日を月2回以上設定します。
- ・ 15日以上の子次有給休暇の取得を促進（年5日以上を確実に取得）します。
- ・ 週休日の振替や変形労働時間制度、勤務のスライドなど、勤務管理に関する各制度の活用を徹底を図ります。
- ・ 管理職は、子育てまたは介護を行う職員が、仕事と家庭生活を両立できるように、職員が両立支援制度を適切に活用することができる職場環境づくりを主体的に進めます。

（3）働き方改革に関する研修の実施

- ・ 学校教育指導監による学校訪問等での指導助言により、教職員の負担の軽減に努めるとともに、働き方改革に関する校内研修を計画します。

（4）これまでの取組の着実な推進

- ・ 各学校が長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定し、教職員が年次有給休暇を取得しやすい環境を整えます。
- ・ 教職員一人一人の勤務時間を客観的に把握し、教職員の健康管理や業務の見直しに活用します。

5 学校サポート体制の充実

（1）メンタルヘルス対策の推進等

- ・ 労働安全衛生管理体制の適切な整備やストレスチェックの実施を図るなど、所管する学校の教職員のメンタルヘルス対策を推進します。

（2）トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

- ・ 学校のみでは解決が難しい課題や、学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、関係機関等との連携の充実を図ります。

（3）調査業務等の見直し

- ・ 学校に発出する調査等を精査し、縮減に努めます。
- ・ 各種団体等からの学校への行事への参加や作品の応募依頼等について、学校現場の負担の解消のため、各種団体等の理解促進を図ります。
- ・ ICTを活用した調査の実施など、学校における回答・集計作業等の

軽減を図ります。

(4) 研修・会議の精選・見直し

- ・ 教職員研修の精選をはじめ、オンライン研修の実施など、学校や教職員の負担を考慮した効果的・効率的な研修の実施に努めるとともに、長期休業期間中の研修については、国の通知や教職員のニーズ等を踏まえながら精選を検討します。
- ・ 定例的に実施している諸会議については、その必要性の面から改めて見直しを行い、廃止も含めて更なる精選を行います。
- ・ 情報の伝達や共有を主な目的とした会議については、オンラインでの開催を徹底します。

(5) 教諭等および事務職員の標準職務の明確化等

- ・ 教職員と事務職員との間での一層の業務の連携等により業務を見直し、事務機能の強化と業務の効率化を図ります。

(6) 勤務時間外における電話対応等の見直しの促進

- ・ 保護者や地域住民に対し、改めて働き方改革の必要性と意義を発信し、学校への勤務時間外の電話連絡等を控えるよう理解・協力を得る取組を推進します。

IV. おわりに

教職員の長時間勤務の実態は看過できない状況であり、教育の質の確保のためにも、保護者や地域を含め、子どもたちの教育に携わる全ての関係者がこうした実態を共有し、改善に向けて取り組むことが求められています。

函館市教育委員会としましては、子どもたちのウェルビーイングを高めるためにも、教職員のウェルビーイングを確保することが必要であり、学校が教職員のウェルビーイングを高める場となるよう、必要に応じて学校の取組や教職員の状況を把握し、引き続き本取組に示した事項について、できることは直ちに行うほか、検討が必要なことについては、関係部署等と協議のうえ、具体化します。

また、今後も必要に応じて、学校現場の業務改善に向けた取組を推進します。

※ 教職員のウェルビーイング：子どもの成長実感や保護者や地域との信頼関係があり、職場の心理的安全性が保たれ、労働環境などが良い状態であること など。